

第3章 都市づくりの理念と目標

つくばみらい市都市計画マスタープラン

1

都市づくりの基本理念

都市づくりの理念は、都市づくりを進めていく上で普遍的に持ち続けていく「基本的な姿勢」となるものです。本市の現況や課題を踏まえ、次のように設定します。

理念1 市民が主役の都市づくり

これからの都市づくりは、「生活の質」や「環境の質」を高め、主役である市民が安全で快適に働き、生活し、楽しみ、学ぶことができる都市づくりを行っていくことが大切です。

そのため、都市づくりへの市民の参画、協力による、「市民自らが都市づくりの担い手として参画する市民主役の都市づくり」へとさらなる充実を図りながら、市民が暮らしやすい質の高い都市づくりを進めていく必要があります。

理念2 持続可能性を考えた都市づくり

全国的な人口減少や変化の激しい経済情勢の中で、社会、経済、環境の面から持続可能性を前提とした都市づくりが必要です。

そのため、地域資源を育みながら新しい魅力を生みだし、「つくばみらい市」としての特徴を出しながら、次世代に継承し、持続性のある都市づくりとする必要があります。

理念3 個性や多様性のある都市づくり

これから迎えるであろう、都市間競争の時代においては、個性や多様性といったものを都市の魅力としながら本市の価値を高めていくことが必要です。

そのため、自然と都市が調和した良好な関係を保ちつつ、各地域の個性を活かし、そして多様な暮らしを支える都市づくりを創造し、発展していくことが重要です。

2

将来都市像と都市づくりの目標

1 将来都市像

「つくばみらい市総合計画（平成 20 年 3 月）」では、本市の将来像を「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」と掲げています。本計画では、この将来像の実現をめざし、さらにその先の未来を見据えながら、本市の都市づくりに向けた将来都市像を次のように設定します。

『豊かな暮らしが息づく 水とみどりのみらい都市』

本市は、鬼怒川、小貝川、牛久沼などの水辺環境、優良な田園地帯、台地部に残る平地林など、豊かな自然環境に恵まれています。新しい市街地の形成や交通網の充実によって発展する本市の活力をさらに高めるため、歴史や文化、自然やうるおい、季節を身近に感じることができる豊かな環境と調和した都市づくりを進めていくとともに、誰もが心豊かに安全に安心して暮らすことのできる快適な都市づくりを進め、「質」の高い魅力のあるみらい都市を市民とともに目指します。

2 都市づくりの目標

都市づくりの将来像を具現化するため、都市づくりの目標を次のように設定します。

目標1 新たな価値を創造し着実な発展を支える“活力”のある都市

【目標設定の背景】

- ・都市の活力を維持向上させるためには、様々な人々の活動や交流を促すことが活発化につながります。
- ・本市は、つくばエクスプレスの開業により、交通の利便性が飛躍的に向上しました。この他、常磐自動車道、常総線、首都圏中央自動車連絡道の整備、さらには、関連して整備が進む県南地方の骨格的な幹線道路の充実により、交通の要衝として本市の発展が期待できます。
- ・みらい平駅を中心とした市街地や、北部の工業地など、特色ある拠点が連携し、新たな魅力創出が期待されるような都市構造が、活力を生み出す原動力になります。

目標1-1 拠点の活性化と地域連携による活力あふれる都市づくり

- ・都市構造のベースとなる「ゾーン」、市民の交流を育み活性化を促す原動力となる「拠点」、都市づくりの動脈となる「軸」による一体性を高めるネットワークを強化することにより、各地域が連携した活力あふれる都市づくりを目指します。

目標1-2 活力ある産業が充実した都市づくり

- ・研究機関が多く立地し拠点性の高いつくば市に隣接する立地条件や、常磐自動車道など充実した広域交通網を活かし、優良企業の誘致による産業の強化や物流拠点としての機能充実など、活力ある産業が充実した都市づくりを目指します。

目標1-3 特徴ある資源を連携させながら、地域力を高める都市づくり

- ・豊かな自然環境や歴史的な施設など地域の特徴ある資源を有機的に結びつけ、つくばみらい市として新たな価値を創造し産業力や地域経済力の向上を目指します。

目標2 豊かな自然を尊重し環境負荷の低い“うるおい”のある環境共生都市

【目標設定の背景】

- ・地球環境問題への対応は、今日の都市づくりにおける重要な課題です。
- ・都心から40キロ圏にあって谷原三万石といわれた低地部の広大な農地をはじめ、豊かな自然環境があります。
- ・このような地域特性を重視し、独自の都市づくりを展開しながら、つくばみらい市の個性を打ち出していくことが必要です。

目標2-1 環境と調和した適正規模の都市づくり

- ・将来を見据えた人口や周辺都市を含めた産業・経済の動向に留意しつつ、適正な規模の市街地形成を誘導します。特に、周辺環境と調和した計画的な住環境の創出を原則とし、郊外部における無秩序な開発を制限するなど、適正規模の都市づくりを目指します。

目標2-2 うるおいある環境・歴史文化と共生する都市づくり

- ・小貝川を中心とする水辺の環境、豊かな低地部の田園や丘陵部の緑地などと共生した都市づくりを目指します。また、網火など古くから伝わってきた地域の文化を保存継承し、本市固有の優れた観光資源として、これらを活かした周辺環境の整備による魅力の向上を図ります。

目標2-3 環境に負荷を与えない持続可能な都市づくり

- ・環境に負荷を与えない循環型社会の形成を実現するため、CO₂排出量や廃棄物発生量の少ない環境都市の構築に努め、持続可能性のある都市づくりを目指します。

目標3 市民一人ひとりの暮らしを大切にしたい“やすらぎ”のある生活都市

【目標設定の背景】

- ・価値観や生活様式の多様化、自由時間の増加など、暮らしの質を高めたいという市民の意識が高まりつつあります。
- ・少子高齢化などの社会背景の変化に対しても、都市づくりにおいて対応する必要があります。
- ・様々な人々の価値観やライフスタイルに応える都市であることは、つくばみらい市としても価値を高めることにつながります。

目標3-1 様々なライフスタイルを支え、多様な住まい方を確保する都市づくり

- ・市民がいきいきとした暮らしを営むことができるよう、生活の利便性や住環境の向上を図り、暮らしの満足度を高めるような都市づくりを目指します。

目標3-2 身近な利便性と快適性を確保する都市づくり

- ・公共交通網や歩行者空間などの充実を図り、日常的な生活環境の向上とともに、人々が働き、学び、憩い、集うといった都市活動の円滑化などに向けて、便利で機能的な都市づくりを目指します。

目標3-3 安心して暮らせる都市づくり

- ・少子・高齢化、人口減少社会のもと、子どもから高齢者まで全ての世代が、自由で元気に安心して暮らし、働き、活動する都市にするためには、安全で安心して暮らし活動できる都市としての機能が不可欠であることから、災害、犯罪やその他のリスクに対応できる都市づくりを目指します。

目標4 市民が主体となって創り・育てる“協働”があふれる都市

【目標設定の背景】

- ・本市では、伝統文化・芸術・スポーツ団体の活動、ボランティアによる活動のほか、環境保全や福祉、交流事業などを行うNPO法人の活動といった目的に応じて組織された各種の団体によるコミュニティ活動が活発です。
- ・市民・NPO・事業者と行政による協働の領域が拡大しつつあり、都市計画の分野でも、行政主導型から、市民が主体的に関わる参画型、協働型の都市づくりへと移行していくことが重要です。
- ・今後の都市づくりにおいては、市民と行政が共に手を携え進めていく、市民参画の都市づくりための仕組みや体制づくりが求められています。

目標4-1 市民協働の都市づくり

- ・豊かな暮らしの空間やまちの活力を実現するため、都市の主役である市民との協働により、みんなで創り育てる都市づくりを目指します。

3 都市づくりのフレームワーク

(1) 将来目標人口

1990年代初めのバブル経済の崩壊とともに、社会経済情勢には大きな変化が生じました。少子高齢化の進行は特に顕著となっており、平成17年（2005年）には日本の総人口が戦後初めて減少するなど、人口減少時代が本格的に始まっています。

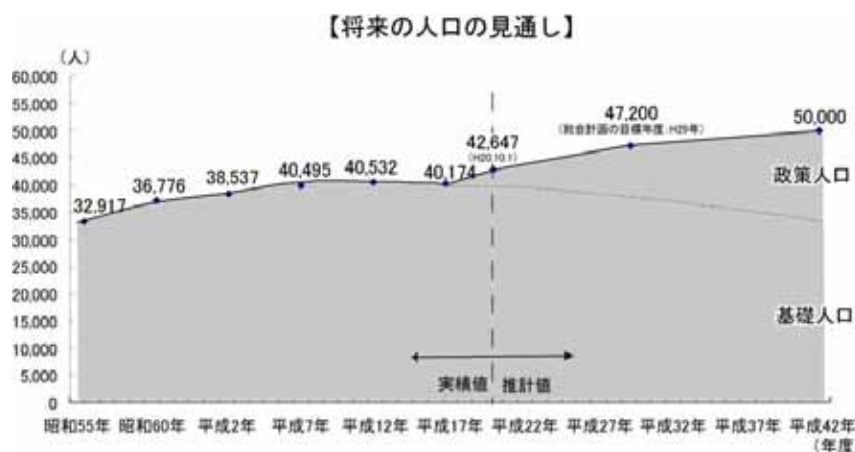
そのような中、これからの都市づくりにおいては、脱成長型の持続可能な都市づくりへと意識の転換が必要です。今後は、市民一人ひとりがこれまで以上に豊かでゆとりのある生活を享受できるよう、本市の持つ豊かな自然や既存の地域資源を有効に活用するとともに、つくばエクスプレスや首都圏中央連絡自動車道など、新たな発展の可能性を積極的に活用しながら、市民誰もがいきいきと働き、安心して暮らせる地域を創造し、地域の活力の維持や発展を目指します。

| | |
|----------------|---------------------|
| 将来の都市規模 | およそ 50,000 人 |
|----------------|---------------------|

参考／将来の人口の見通しについて

総合計画においては、目標年次における人口を47,200人と設定し、みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）の開発付加人口を加味しつつ、定住促進のための環境整備、就業機会の創出、地域のイメージアップなど、流出人口の抑制と流入人口の増大に資する施策を展開していくと位置付けています。

本計画においては、この総合計画で示された将来人口を維持しながら、さらにその先の将来においても、着実な発展に向けた諸施策を展開し、本計画の将来目標人口をおおむね50,000人程度と設定します。



【将来人口の見通しについて】

基礎人口 約 34,000 人（つくばエクスプレスによる影響を含めない人口の見通し）
 + 政策人口 約 16,000 人（伊奈・谷和原丘陵部土地区画整理事業の計画人口）
 将来人口の見通し 約 50,000 人

※基礎人口の推計について

基礎人口はコーホート要因法による。平成12年と平成17年の国勢調査人口を基準として推計。つくばエクスプレスの開業は平成17年であることから、つくばエクスプレスによる影響を除いた人口の推移とみることができる。

(2) 将来都市構造

将来都市構造の検討にあたって、基本的なつくばみらい市の前提条件を整理します。

① つくばみらい市の基本的構造

ア. 平地部と丘陵部からなる空間構造

- ・本市の地形は、市域を二分する北東部の丘陵部と南西部の平地部からなります。丘陵部は新生代ローム層の起伏のゆるやかな台地で、平地部は沖積低地帯となっています。
- ・本市の水系は、西側を一級河川鬼怒川と小貝川が流れています。小貝川は福岡堰で分水され、水田灌漑用水路によりつくばみらい市、常総市、取手市にまたがる広大な農地を潤しています。

イ. 市内外をつなぐ連携軸

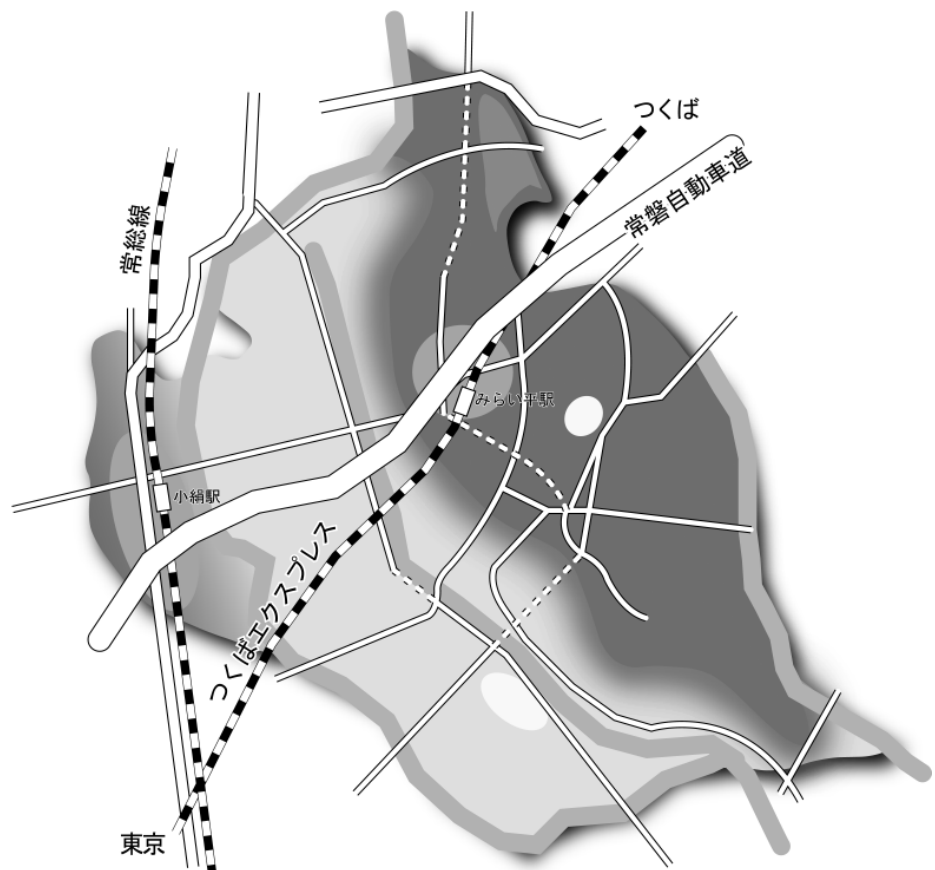
- ・常磐自動車道やつくばエクスプレスといった広域交通軸が都心方面やつくば市方面などの大都市圏をつないでいます。
- ・市の西部を南北に国道 294 号、市の北部を東西に国道 354 号が通り、そのほか、つくば市方面や守谷市、取手市、坂東市、野田市と連絡する主要地方道（3 路線）や一般県道（9 路線）があり、近隣市を連絡する交通軸があります。

ウ. 4つの市街地

- ・本市には、つくばエクスプレス開業と同時にまちびらきが行われたみらい平駅周辺市街地、常総ニュータウンの一部を形成する絹の台地区や国道 294 号沿道において市街地を形成する小絹駅周辺の市街地のほか、既存の住宅系市街地である谷井田市街地と伊奈東市街地の 4 つの市街地があります。

エ. 工業地・農用地

- ・平地部においては優良な農地が広がり、丘陵部には集落地と調和した畑地や樹林地などが点在しています。
- ・工業地としては福岡地区に大規模な工業地が形成されているほか、常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺や絹の台において流通系や研究開発系の工業地があります。



②将来都市構造

本市の将来像実現に向けた都市づくりの骨格となる都市構造を、大きく「ゾーン」「拠点」「軸」の区分により設定します。

都市構造のベースとなる「ゾーン」の配置

【市街地形成ゾーン】

みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）、小絹駅周辺市街地、谷井田市街地、伊奈東市街地については、「市街地形成ゾーン」として位置付け、住宅地、商業業務地など、地域や地区の特性に応じた個性と調和ある市街地づくりを推進します。

【産業集積ゾーン】

福岡地区など既存の工業地については、物流基盤を強化し、つくば市などの近隣研究機関と連携し優良企業の誘致を図るゾーンとして「産業集積ゾーン」を位置付けます。

【新産業振興ゾーン】

歴史公園周辺については、フィルムコミッション活動による地域の振興を図りながら、関連産業の誘致など様々な取組みを実施し、新しい時代に対応した産業振興を進めるゾーンを位置付けます。また、福岡地区における既存工業専用地域の拡大を検討し、新たな産業系土地利用の推進を図るゾーンを位置付けます。

【平地部田園集落共生ゾーン】

小貝川沿いの水田地帯など平地部に広がる「平地部田園集落共生ゾーン」については、無秩序な土地利用や開発を抑制し、優良農地の保全や育成に努めながら、農業生産環境との調和した緑豊かな集落・田園環境の形成を図るゾーンとして位置付けます。

【丘陵部緑地共生ゾーン】

丘陵部に点在する平地林や畑地、集落などの「丘陵部緑地共生ゾーン」については、自然や歴史と共生し、既存コミュニティを維持しながら集落環境の整備を進め、緑豊かなうらおいある環境の形成を図るゾーンとして位置付けます。

まちを活性化し市民の交流を育む「拠点」の配置

【にぎわい交流拠点】

みらい平駅周辺市街地、小絹駅周辺市街地については、新たに生まれる交流や価値を創造し、多彩な魅力に会える「にぎわい交流拠点」として位置付けます。

【にぎわい地域拠点】

谷井田市街地、伊奈東市街地の既存市街地については、居住環境の向上や商業機能の強化を促進し、地域の方々の交流を育む地域拠点として「にぎわい地域拠点」に位置付けます。

【ふれあいサービス拠点】

伊奈庁舎、谷和原庁舎、図書館、保健福祉センター、きらくやまふれあいの丘などの公共公益施設が集積する拠点については、快適な行政サービスを提供し、市民同士の交流を促進する「ふれあいサービス拠点」に位置付けます。

【緑と憩いの拠点】

緑地を活かした公園などについては、市民が集い自然と親しむ憩いの拠点として「緑と憩いの拠点」に位置付けます。

都市づくりの動脈となる「軸」の配置

【広域交流連携軸】

県内の主要な軸として広域的なつながりをもちながら、本市の産業活動や市民生活の利便性向上を図るネットワークとして、常磐自動車道・国道の広域的な幹線道路やつくばエクスプレス・常総線などの公共交通を「広域交流連携軸」として位置付けます。

【生活地域連携軸】

本市の一体性を高めながら、周辺市と連携し、市内のスムーズな移動を可能にするネットワーク軸として「生活地域連携軸」を位置付けます。

【水と緑の連携軸】

本市の貴重な自然資源である河川沿いに連続する緑地、公園などについては、人と環境にやさしい、うるおいと個性ある都市づくりを促進する「水と緑の連携軸」を位置付け、自然環境や景観の保全・活用を一体的に進めます。

将来都市構造図



凡例

- | | |
|--|---|
| ■ 市街地形成ゾーン | ■ 広域交通連携 |
| ■ 産業集積ゾーン | ▶ 生活地域連携 |
| ■ 新産業振興ゾーン | ▶ 水と緑の連携 |
| ■ 平地部田園集落共生ゾーン | — — — 行政区境界 |
| ■ 丘陵部緑地共生ゾーン | — — — 鉄道 |
| ◎ にぎわい交流拠点 | — — — 常設自動車道 |
| ◎ にぎわい地域拠点 | — — — 国道 |
| ◎ ふれあいサービス拠点 | — — — 主要地方道・一般県道・都市計画道路 |
| ◎ 緑と憩いの拠点 | () は計画路線を表す |
| | () は構想路線を表す |

注) (主)は主要地方道、(県)は一般県道、(都)は都市計画道路を表す。

第4章 都市づくりの方針（全体構想）

つくばみらい市都市計画マスタープラン

1 都市的土地利用の方針

(1)基本目標

本市の豊かな自然を大切に守りながら、緑とともに暮らし、働き、生産する場として都市と自然が調和・共存する、次代に誇れる土地利用を計画的かつ適切に配置します。

(2)基本方針

①住宅系土地利用の方針

ア. 一般住宅地

- ・既存住居系用途地域を「**一般住宅地**」として位置付け、安全・快適に暮らし続けられる生活の場として、都市基盤施設の計画的な整備等を推進しながら、良好な住環境の保全を図ります。
- ・みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）において、みらい平駅に近い立地特性を活かした、ゆとりある良好な低層住宅地、中層住宅地の形成を図ります。
- ・小絹駅周辺市街地内における絹の台地区については、戸建て住宅を中心とした低層住宅地の形成を図ります。
- ・谷井田市街地、伊奈東市街地における既成の住宅地については、良好な居住環境をもつ低層住宅地として位置付けます。

イ. 沿道サービス複合住宅地

- ・みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）や小絹市街地、伊奈東市街地の幹線道路沿道では、商業や生活サービス施設との立地と、住宅地としての快適さに配慮しながら、より豊かな生活の場として魅力のある環境を創出する「**沿道サービス複合住宅地**」を位置付けます。

ウ. 新住宅複合環境地

- ・新守谷駅東側及び小絹駅東側については、駅前としての利便性と住みよい住環境が調和した住宅地の形成による「**新住宅複合環境地**」を位置付けます。

②商業系土地利用の方針

ア. 商業地

- ・みらい平駅とその周辺地区については、商業・業務・サービス機能の提供を図る「**商業地**」として位置付けます。商業・業務施設の他、各種公益施設等が集積立地する複合型の高度な土地利用を図り、本市はもちろんのこと、周辺都市を含む広域をサービスする魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

イ. 沿道商業業務地

- ・小絹駅周辺の国道294号沿道を「**沿道商業業務地**」として位置付けます。最寄り品を取り扱う中小規模の商業施設などの立地を促進し、周辺住民の日常の買い物需要を満たす商業地として整備・充実を図ります。
- ・谷井田市街地における(主)取手つくば線沿道を「**沿道商業業務地**」として位置付けます。身近な商業など日常生活に必要な諸機能の集積を図る地域生活拠点として、日常サービス型の商業業務利便の集積を促進します。
- ・開発に際しては、周辺居住環境との調和や渋滞対策、看板や建物の色彩、形態、周囲の緑化など、魅力ある「**沿道商業業務地**」の形成を図ります。

③産業系土地利用の方針

ア. 工業地

- ・既存工業系用途地域を「**工業地**」として位置付け、周辺環境と調和を図りながら、地域の特性にふさわしい土地利用を展開します。
- ・福岡地区の工業専用地域については、周辺の自然環境に配慮しながら、既存の操業環境の維持向上を図り、本市の活力を支える工業地として充実を図ります。
- ・常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺（北側）などの工業系用途が指定されている所では、研究・開発など本市の活力を支える産業系の誘致も視野に入れながら、周辺の住環境に配慮した土地利用を図ります。
- ・みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）内の工業系用途が指定されている所では、周辺の住環境に配慮し、本市街地の目指す新しい時代のまちづくりにふさわしい優良企業の誘致を促進し、本市の活力を支える産業系土地利用を図ります。

イ. 新産業複合地

- ・歴史公園周辺については、映像関連産業の誘致などをはじめ、研究・開発、業務、教育等の複合的な機能の誘導を図りながら、地域の様々な資源の活用による地域の魅力や活力を高める拠点形成を図る「**新産業複合地**」として位置付けます。
- ・福岡地区の工業専用地域周辺については、広域幹線道路の整備に併せながら、新たな産業系土地利用を図ります。

ウ. 新複合業務サービス地

- ・常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺（南側）や国道 294 号、(主)取手つくば線、(主)つくば野田線の沿道部分については、「**新複合業務サービス地**」として位置付けます。周辺の土地利用と調和を図りながら、多様な商業・物流機能を担う施設の立地を促進し、地域の活性化につながる土地利用を展開します。

④公共系土地利用の方針

ア. 公共公益サービス地

- ・市役所周辺や小・中学校周辺のほか、きらくやまふれあいの丘、農業研究センターなど「**公共公益サービス地**」として位置付け、既存公共公益施設の整備・充実を図ります。

イ. スポーツ・レクリエーション地

- ・総合運動公園や、城山運動公園、福岡堰さくら公園、絹の台桜公園、みらい平駅周辺市街地内（伊奈・谷和原丘陵部地区）に設置予定の地区公園など大規模な公園について、田園環境や緑地環境を活かしたスポーツ・レクリエーションやアメニティ空間としての土地利用を図ります。
- ・市内に4箇所あるゴルフ場については、基幹公園などと連携しながら、市内外から訪れる魅力あるスポーツ・レクリエーション地の形成を図ります。

2 自然的土地利用の方針

(1) 基本目標

低地部に広がる優良な農地や丘陵部の畑地，市内を流れる河川など豊かな自然環境が維持された地域では，無秩序な市街化を抑制し農地や緑地・水辺等の保全や貴重な自然資源の保全・活用を推進します。また，都市的土地利用との共生を目指し，地域の特性を充分引き出すような計画的な土地利用を図ります。

(2) 基本方針

①農地系土地利用の方針

ア. 田園保全地

- ・本市の土地利用の基幹を成す農地については，「**田園保全地**」として位置付け，生産機能だけでなく，緑地としての役割や貯水機能，水質浄化機能など多面的な役割を持っていることから，その保全を図ります。
- ・新たな時代に対応した高品質で安心・安全な農作物の生産に取り組みながら，地域資源を活かした農業施策の展開を図り，休耕地や耕作放棄地を含めた農地の適切な維持・管理に努めます。さらに，市民農園など都市との交流や自然とのふれあいをテーマにした菜園的な活用や田園景観の保全に努めます。

イ. 緑園活用地

- ・丘陵部における集落環境と調和した畑地などの農地については「**緑園活用地**」として位置付け，新たな時代に対応した安心・安全な農作物の生産に取り組みながら，農地の保全を図ります。さらに，周辺の開発動向にあわせた活用など農地の有効活用を図ります。
- ・(都)東横戸・台線（西側）と(都)南・中原線（北側）沿道については，周辺の自然環境や居住環境との調和を基本に，新たな産業の集積やサービス・利便施設の立地を促進し，地域の活性化につながる土地利用の展開を図ります。

ウ. 集落環境地

- ・低地部や丘陵部における集落地については「**集落環境地**」として位置付け，生活道路や水道・排水などの生活環境施設の整備に努めながら，周辺の自然環境と調和した快適な集落環境の形成を図ります。

②緑地系土地利用の方針

ア. 緑地環境保全地

- ・福岡堰周辺の緑地や社寺林などの緑地については，身近な市民生活をより豊かにする貴重な自然資源として，積極的に保全を図っていくものとします。

イ. 水辺環境保全地

- ・本市の自然環境の骨格となる河川緑地等については，自然に配慮した河川整備やサイクリングロードなどの整備により，市民の散策や自然観察など自然と親しむことのできる親水空間の形成を図ります。

2

にぎわいと活力のある市街地整備の方針

1 みらい平駅周辺市街地に関する整備方針

(1) 基本目標

つくばエクスプレスの開業に伴い開発されたみらい平駅周辺市街地(伊奈・谷和原丘陵部地区)では、「住む・働く・学ぶ・遊ぶ」といった様々な需要に応えることを目指し、住宅と商業・業務施設等が複合した新しい住まい方、暮らし方が実現できる新市街地の形成を図ります。

(2) 基本方針

- ・市街地の中心となるみらい平駅前とその周辺では、商業・業務機能の集積を図り、本市の玄関口にふさわしい、にぎわいを創出するとともに、駅利用者の利便性・安全性・快適性の向上、周辺住民等の交流促進を図ります。そして、広域的なニーズに対応できるよう、駐車場の整備などを併せて行うほか、比較的規模の大きい商業施設の誘致に取り組むなど、市民ニーズに即した商業・業務空間の形成を図ります。
- ・住宅系の用途地域が指定されている住宅地については、都市計画道路をはじめとする生活基盤の整備を計画的に進めながら、いつまでも住み続けられる豊かな住環境が整う美しい住宅地の形成を図ります。
- ・工業系用途が指定されている所では、周辺の住環境に配慮しながら、新しい時代のまちづくりにふさわしい優良企業の誘致を促進し、本市の活力を支える産業系土地利用を図ります。
- ・(都)東楯戸・台線の整備を推進し、みらい平駅周辺地区と近隣地区の連携による広域交通道路網を実現し、都市機能の円滑化による地域振興を図ります。

2 小絹駅周辺市街地に関する整備方針

(1) 基本目標

計画的な住宅地が広がる絹の台や常磐自動車道谷和原インターチェンジや国道294号など利便性の高い小絹駅周辺市街地については、今後も交通基盤を活かした良好な市街地の形成に向けて都市機能の充実を図ります。

(2) 基本方針

- ・土地区画整理事業による住居系の面的な都市づくりが完了している絹の台地区については、良好な生活環境や都市基盤が整っている地区としての特徴を活かしながら、若年者から高齢者まで多世代が長く住み続けることができる住宅地の形成を目指します。
- ・小絹駅前及びその周辺(国道294号沿道)において市街地を形成する小絹・筒戸地区では、生活に身近な商業施設が立地する沿道商業業務地の形成を図るとともに、周辺環境や住環境との調和による適切な土地利用を誘導しながら、より快適な生活環境の形成を図ります。
- ・国道や県道などの幹線道路沿道については、周辺の自然環境や住環境との調和による適切な土地利用を誘導しながら、生活利便施設の立地を促進し、より快適な生活環境の形成を図ります。
- ・小絹東交差点など朝夕の局地的な交通混雑が見られる交差点については、その改良等により交通混雑の解消を図りながら、周辺への安全・快適な生活道路の確保を図ります。
- ・身近な公園の適切な維持管理を図るとともに、計画的な公園広場等を確保します。
- ・市街地に近接して流れる鬼怒川の水辺や緑空間を活かした、自然に親しめる環境づくりを図ります。

3 谷井田市街地に関する整備方針

(1) 基本目標

農業基盤の整備に伴って、(主)取手つくば線沿道を中心に民間の宅地開発によって形成されてきた谷井田市街地では、伊奈庁舎や伊奈公民館など公共公益施設が集積した福田地区との連携の強化を図りながら、商業・業務機能の集積や、周辺の自然環境と調和した居住機能の整備を図ります。

(2) 基本方針

- ・(主)取手つくば線沿道に広がる低層住宅地については、建物の更新（建替え）や高齢化による住み替えなどの時期を迎えていることから、時代のニーズに柔軟に対応した、住宅地の更新を行いながら、いつまでも住み続けられる、住環境の維持形成を図ります。
- ・(主)取手つくば線沿道については、地域生活に密着した店舗や事務所等の立地を誘導し、地区内で身の回りの生活が十分に営めるよう、地域の生活拠点にふさわしい、にぎわいのある商業地づくりを進めます。
- ・行き止まり道路や狭隘^{きょうあい}な道路など防災上の課題解消に向けた道路の拡幅やオープンスペースの確保、さらに、地域のふれあいの場となる公園・広場の確保、快適な暮らしを維持する下水道の整備など、住環境の改善と防災性の向上を図る生活基盤施設の整備・充実を段階的に進めます。

4 伊奈東市街地に関する整備方針

(1) 基本目標

民間の小規模宅地開発によって形成されてきた伊奈東市街地では、みらい平駅に近接する地理的優位性を活かし、道路や公園など都市施設の整備を進めるとともに適正な宅地化を図り、周辺の自然環境と調和した良好な居住環境の形成を図ります。

(2) 基本方針

- ・(主)取手つくば線北側に広がる第一種・第二種低層住居専用地域が定められた住宅地においては、住宅地等における緑化の促進をはじめ、住民主導による住環境づくりへの支援・指導を行うなど、各種制度の導入を図り、良好な住環境の創出を図ります。
- ・(主)取手つくば線沿道の第一種住居地域が定められた住宅地においては、一定規模の商業・業務系施設が立地する住宅地を形成します。
- ・時代のニーズに柔軟に対応した住宅地の更新を行いながら、いつまでも住み続けられる住環境の維持・形成を図ることにより、住宅地の活力を維持します。
- ・市街地内の安全・安心な生活道路の整備、地域のふれあいの場となる公園・広場の確保、快適な暮らしを維持する下水道の整備など、生活基盤施設の整備・充実を段階的に図ります。

5 産業系市街地の整備方針

(1) 基本目標

周辺の自然環境や居住環境との調和を図りながら、事業者の協力のもと、良好な工業地の形成を目指します。

(2) 基本方針

①工業地に関する整備方針

- ・福岡地区の工業専用地域においては、今後とも、周辺の居住環境や自然環境に配慮しながら、生産環境の維持・向上を図ります。
- ・常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺の工業地については、周辺の住環境との調和を前提としながら、機能更新など既存研究施設の維持を図るとともに、研究・開発系機能など新たな産業系の誘致も視野に入れた本市の活力を支える産業系土地利用を図ります。

②新産業複合地に関する整備方針

- ・歴史公園周辺については、マルチメディア関連産業をはじめ時代のニーズに適した優良企業の誘致を図っていくとともに、周辺地域の自然、歴史や文化など地域の様々な資源を活かしながら、地域の魅力や活力を高める拠点形成を図ります。
- ・福岡地区の工業専用地域周辺については、物流基盤を強化する周辺道路の整備に併せ、新たな企業立地を促進するため、事業者の協力のもと地区計画制度などを活用しながら、工業系土地利用の拡大を検討します。そして、開発許可に関して技術先端型工場・研究所等の立地について県指定を受けている（技術先端型業種指定市町村）等のメリットを最大限に活用し、企業誘致に努め、市内における産業活動の活性化と雇用機会の創出を図ります。

③新複合業務サービス地に関する整備方針

- ・(主)取手つくば線沿道、(主)つくば野田線沿道部分については、広域幹線道路など広域交通ネットワークによる、利便性の高い産業拠点として、適切な機能集積により、周辺の住宅地環境と調和した新流通業務サービス地の形成を図ります。
- ・常磐自動車道谷和原インターチェンジ周辺（南側）や国道 294 号沿道については、その立地特性を活かしながら、流通・商業機能等が集積する土地利用の推進を図ります。

6 集落地等の整備方針

(1) 基本目標

農地や樹林地など良好な自然環境と共存する集落地においては、地域の「自然」や「農」の持つ多面的な機能を活かした、魅力ある良好な住宅地を創造していきます。田園環境にふさわしい居住スタイルを営むことのできる、良好な住環境の形成を図ります。

(2) 基本方針

①集落環境地に関する整備方針

- ・集落地における人口減少、高齢化に伴う地域コミュニティの弱体化などに対応するため、道路・公園・下水道等の基盤施設の整備・充実を段階的に図るとともに、集落地の良好な環境・景観を維持しながら、農業生産環境と調和した農村集落として、将来にわたり良好な生活環境の維持・向上を図ります。
- ・区域指定などの制度により、市街化調整区域内でも住宅等が建てられる地域においては、ゆとりある住宅地の形成を図るとともに、周辺景観に配慮した敷地や塀などの緑化に努め、自然と共生した良好な田園居住生活を営む住宅地の形成を図ります。
- ・田園居住環境に適した地域の環境づくりに向けて、耕作放棄地や未利用地などを活用しながら、市民農園や緑地の創出を図ります。

3

都市の発展を支える都市施設整備の方針

1 道路・公共交通ネットワークの整備方針

1 道路網に関する整備方針

(1) 基本目標

常磐自動車道や国・県道などの主要な幹線道路の整備・充実に努めながら、首都圏中央連絡自動車道や都市軸道路などの広域的な道路網の整備を踏まえつつ、つくば市や千葉方面と連絡・連携を強化する道路ネットワークの形成を図ります。さらに、4つの市街地や主要な集落間をスムーズに連絡する骨格的道路網を構築し、市民が安全・快適に利用できる交通環境の確保を図ります。

(2) 基本方針

① 広域幹線道路

- 常磐自動車道や国道 294 号、国道 354 号については他都市と効率的に連絡し広域的な連携を強化する道路として広域幹線道路と位置付け、機能に応じた維持充実を促進します。

【対象となる道路】

- 常磐自動車道
- 国道 294 号 (※1)
- ※1 (都)筒戸・細代線を含む
- 国道 354 号バイパス

注) (都)は都市計画道路を表す。

② 地域幹線道路

- 市の骨格をなす地域幹線道路については、市内の交通を円滑に処理しながら、活力ある都市活動や交流基盤となる骨格的道路網の整備・充実を計画的かつ体系的に進めます。

【対象となる道路】

- (主)つくば野田線 (※2)
- (主)取手つくば線 - (都)高岡・谷井田線
- (主)野田牛久線 - (県)谷田部小張線
- (県)常総取手線
- (県)谷和原筑西線 (※3)
- (都)守谷・伊奈・谷和原線 - (都)東楯戸・台線
- (都)東楯戸線 - (都)小張・南太田線 - (県)高岡藤代線バイパス (構想路線)

※2 (都)玉台橋・西楯戸線, (都)新田浦・出山線を含む

※3 (都)細代線を含む

注) (主)は主要地方道, (県)は一般県道, (都)は都市計画道路を表す。

③地区幹線道路

- ・地域幹線道路を補完し、主要な施設や地域間の円滑な連絡を可能とする地区幹線道路については、市街地の整備状況や日常生活の利便性向上の視点などを踏まえながら、快適で安全な道路として整備・充実を図ります。

【対象となる道路】

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| ・ 国道 354 号－(都)台線 | ・ (都)間ノ原・弥藤次線 |
| ・ (県)赤浜谷田部線 | ・ (都)弥藤次線－(都)弥藤次線延伸線 |
| ・ (県)島名福岡線 | ・ (都)東樋戸線 |
| ・ (県)谷田部藤代線 | ・ (都)守谷・小絹線－(都)守谷・小絹線線接続道路(構想路線) |
| ・ (県)高岡藤代線 | ・ (都)小絹・筒戸線 |
| ・ (都)小島新田・小張線 | ・ (都)小絹停車場・大谷津線 |
| ・ (都)中原線－(都)中原線延伸線(構想路線) | ・ (都)大山・茶畑線 |
| ・ (都)南・中原線－(都)南・中原線延伸線(構想路線) | ・ (仮)神生バイパス線 |
| ・ (都)合ノ内・原山線－(都)合ノ内・原山線延伸線(構想路線) | ・ (仮)丘陵部南北連絡線(構想路線) |
| ・ (都)田村・東樋戸線 | ・ (仮)丘陵部東西連絡線(構想路線) |
| ・ (都)田村・西樋戸線 | ・ (仮)伊奈東市街地東西連絡線(構想路線) |
| ・ (都)間ノ原線 | |

注) (主)は主要地方道，(県)は一般県道，(都)は都市計画道路を表す。

④生活道路

- ・生活道路については、市民の身近な暮らしの利便性・安全性の向上を図るため、幹線道路との連携などに配慮しながら、市道等の整備を計画的に実施し、道路機能の維持・充実に努めます。
- ・歩行者の安全性や快適性を向上させ、高齢者や障がい者、子どもなど誰もが安心して通行できる道路環境を確保するため、歩道の段差や狭隘道路^{きょうあい}の解消、危険な交差点の解消、街路灯の設置、歩行者を優先した道路の整備など、歩行者の安全、安心を優先した生活道路づくりを進めます。
- ・生活道路の整備においては、快適で魅力ある歩行者空間の確保を目指すとともに、沿道地域住民との協働により、愛着の持てる道づくりを進めます。また、市民による維持管理活動の充実に努めます。

⑤長期未整備となっている道路への対応

- ・都市計画道路のうち、長期未整備の路線については、県による「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づきながら、これからの都市計画との整合性や事業の検証のほか、各計画路線の事業効果の検証、そして市全体の道路ネットワーク等を検証し、必要に応じて都市計画の変更を行うなど、柔軟な取り組みに努めます。

懇談会からの意見

■道路環境をもっと豊かに

- ・道にベンチの設置など、のんびりとできるような工夫。新しくできる道路には、休息所を作り、ベンチなどを置いてはどうか。
- ・市外の人が通過する道路（幹線道路）の脇は、つくばみらい市の顔としてきちんときれいにしておくべき。

■公共交通網をもっと利用しやすく

- ・コミュニティバスではなく、デマンドタクシーのシステム導入を。
- ・高齢者は車利用が中心の施設では不便。

■道路網の充実が必要

- ・様々な道路を早期に連結してほしい。（歴史公園のところまで道路が通ればきらくやまふれあいの丘へすぐに行ける）
- ・行きたい所に行けない。行き止まり道路が多く、道路が複雑。
- ・都市軸道路完成後の交通の流れも見て考えるべき。（国道 294 号の渋滞）

2 公共交通体系に関する整備方針

(1)基本目標

広域的な視点のもと、交通結節点やそれらと連携する利便性の高い公共交通体系の構築に努め、様々な人々が、安心して移動できる公共交通網の整備を進めます。

(2)基本方針

①公共交通

- ・市内外の目的地に市民誰もが円滑に移動できるよう、鉄道、バス路線、タクシーさらには自家用車や自転車なども含めた、新しい公共交通体系を構築し、市民生活の利便性の向上を図ります。
- ・鉄道の利便性向上を図るため、つくばエクスプレスや常総線の輸送力の増強などを関係機関への働きかけるとともに、利用客の定着に向けた取り組みを進めます。
- ・身近な移動手段としてのバス交通の利用促進に向けて、市内と近隣地域を結ぶ現行路線バスの便数の増設や運行ダイヤの見直しなど、運行の充実・路線の強化に向けた関係機関への働きかけを行います。
- ・つくばみらい市としての一体性の向上やバス不便地区の解消、公共公益施設への連絡機能を高めるため、市内の公共交通体系を勘案しながら、新たな公共交通の検討を進めていきます。

②交通結節点

- ・市内に立地するみらい平駅・小絹駅周辺を交通拠点として位置付け、交通結節機能の充実を図ります。
- ・みらい平駅・小絹駅周辺については、パークアンドライド・サイクルアンドライド^{注)}など公共交通の利用を促す諸施策と連携しながら、駐車需要に応じた駐車場・駐輪場の整備を検討するとともに駐車・駐輪場の有効活用等を図り、市民生活の利便性の向上に努めます。

注) パークアンドライド・サイクルアンドライド：駅やバス停まで車または自転車で行き、そこから電車やバスに乗る方式をいいます。

2 公園・緑地等の整備方針

1 公園・緑地等に関する整備方針

(1) 基本目標

豊かな自然に抱かれた、こころやすらぐ都市づくりを進めるために、豊かな水辺や樹林地など特色ある自然環境を保全・活用しながら、憩い、やすらぎ、レクリエーションの場となる公園・緑地の整備を進めます。また、市民協働を取り入れた効率的な維持管理に努めます。

(2) 基本方針

① 都市公園

ア. 身近な公園・緑地

- ・街区公園^{注)}、近隣公園^{注)}、地区公園^{注)}などの住区基幹公園については、身近な憩いの場として、子どもから高齢者までが気軽に憩える愛着の持てる公園の整備と維持管理を推進します。
- ・既存の公園においては、遊具の安全化や、地域住民による環境美化等、適切な維持管理を図りながら、地域住民の利用を促進し、コミュニティ活動の推進に繋げていきます。
- ・みらい平駅周辺市街地の公園については、面的整備など市街地形成の進捗状況を勘案しながら、公園・緑地の整備を促進していきます。
- ・谷井田市街地や伊奈東市街地においては、未利用地の活用や各種住環境整備事業等にあわせた公園機能の確保・充実を図ります。

イ. 拠点性の高い公園・緑地

- ・総合運動公園や城山運動公園については、地域のニーズを踏まえながら、市のスポーツ・レクリエーションの中心地としての拡充・整備を図ります。そして、市民をはじめ、様々な人々が交流しふれあいを育む「緑と憩いの拠点」として、周辺の自然豊かな環境と連携を図りながら、施設や機能の充実に努めます。

② その他の公園・緑地

- ・神生自然の森を含む周辺一帯については、優れた自然環境の保全・育成を図るとともに、自然観察のための施設や、散策・休憩施設等の整備を図っていきます。また、隣接する歴史公園やきらくやまふれあいの丘との一体的整備・連携を図り、豊かな自然の中の健康・リフレッシュ空間として機能させていきます。
- ・河川など身近な水辺を活かし、その適正な保全を図るとともに、環境学習や憩いの場となる親水公園、緑地等の整備を図ります。
- ・市街地内の農地については、市街地に残された貴重な緑であり、宅地化されるまでは緑地としてそのまま保全していくほか、県や生産団体等と協力しながら市民体験農園など付加価値の高い多目的な活用を図ります。また、農用地区域における農地については、今後も法による保全を図りつつ、休耕地等については市民農園としての活用を検討します。
- ・市民の憩いの場などの役割以外にも、工場災害など災害時の防災拠点機能、騒音防止機能など、市民の居住空間を守る緩衝帯や災害時の避難場所にもなる公園や緑地空間の確保を図ります。
- ・文化財と一体となって優れた自然環境を有している空間や市民の活動によって要望された緑の空間については、公園や緑地として保全と活用を図ります。

注) 街区公園：都市公園の種別の一つで、主として街区内の居住するものの利用に供することを目的とする公園。

注) 近隣公園：都市公園の種別の一つで、主として近隣に居住するものの利用に供することを目的とする公園。

注) 地区公園：都市公園の種別の一つで、主として歩行圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

③地域制緑地

- ・市街地やその周辺に残された身近な樹林のうち、市街地の無秩序な拡大を防ぐものや、社寺等と一体となって歴史的・文化的価値を有するものについては、緑地保全地域制度の活用を検討し、一体的に保全を図ります。
- ・市街地周辺の良好な自然環境を有する地区や景観構成要素として重要な役割を担っている地区においては、風致地区等による指定を検討し自然環境の保全に努めます。

④ 維持管理

- ・既設の公園・広場については、老朽箇所の修繕を計画的に行うとともに、市民ニーズに応じたリニューアル、バリアフリー化、防災機能の付加等を進め、市民の憩いの場として安心して利用できるように努めます。
- ・市内の公園・緑地については、これらを地域の財産として捉え、里親制度^{注)}の活用など地域住民による主体的な活動を促進し、適正に維持管理された誰もが心地よく利用できる、魅力と愛着の持てる公園、緑地づくりを目指します。

注) 里親制度 (アダプトプログラム)

地域の個人や企業、団体が、道路や公園などの公共スペースを養子縁組し「里親」になって面倒を見る(=清掃・美化する)制度です。

2 緑のネットワークに関する整備方針

(1)基本目標

緑化した主要な道路や緑道、水辺の散策路・サイクリングロードなどにより、市内各所や公園等を結びつけ「水と緑のネットワーク」を形成します。そして、公共施設においても緑化を進めながら、市街地全体で緑を創出し、全体的に緑地を増やししながら、市民協働によって適切に維持管理された質の高い緑の空間を創出します。

(2)基本方針

①緑化の推進

- ・市庁舎や公民館などの公共公益施設については、花や樹木による緑化などにより、緑地空間の確保に努め、来訪者にうるおいとやすらぎを与える、質の高い緑化を図ります。
- ・市街地や集落地においては、各種の市街地整備・集落環境整備にあわせて計画的に公園・緑地を確保するとともに、地区計画や緑化協定などの制度の適用による緑の確保と保全に努めます。
- ・身近な緑や花との触れ合いの機会の拡大により、緑に対する関心を深め、緑を大切に意識の高まりを促すためPRや啓発活動を進めます。

②水と緑のネットワーク

- ・主要道路や歩道・自転車道などの交通ネットワークの緑化により、既存の公園・緑地や自然・歴史文化等などの地域資源と河川、水路などを一体的に結ぶ、「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。
- ・市民の憩いや交流、散策やレクリエーション、健康増進や生涯学習の場として、水と緑を身近に感じ有効に活用できるような、連続した「水と緑のネットワーク」を進めます。

懇談会からの意見

■歴史公園周辺の公園や施設を連携させ一体的に活用を図っては？

- ・歴史公園～きらくやまふれあいの丘～神生自然公園～西谷田川沿いまでを連携させて一体となった整備をしてはどうか。
- ・歴史公園から林間部を抜け自然公園やきらくやまふれあいの丘まで続く散策コースを整備して、人々が楽しんで歩けるようにしたい。そのためにも神生自然の森やさるまい公園などの手入れが必要。また、アクセス道の不足も課題。

■桜がきれいな公園など見所はたくさんある。もっと活用を図ってはどうか？

- ・「城山運動公園、福岡堰をこのまま大切にしたい。」「絹の台桜公園は美しく老人から子どもまで利用されている」「福岡堰は桜の季節には大勢の人が集まる。」などの意見が多く、こういった良い点をさらに伸ばしていけばいい。（特産品をPR、販売するなどもっと活用ができないか。）
- ・農業用水路の未利用地などを活用した桜の並木にしたりしている。

3 上・下水道，河川水路等の整備方針

1 上・下水道の整備方針

(1)基本目標

市民が安心して快適・清潔に暮らし続けられるよう，計画的・効率的な上・下水道施設の整備やその機能強化を行うとともに，その維持管理を図ります。

(2)基本方針

①上水道

- ・将来の水需要や利用者ニーズに的確に対応するため，長期的な視点に基づき公営企業として公益性と採算性の調和を図りつつ，つくばみらい市水道事業総合基本計画に従い，水道施設の拡張整備や維持管理に努めます。さらに，県西広域水道用水供給事業の促進をはじめ，新たな水源の確保や配水管の改修，布設等の整備を推進していきます。
- ・市民や事業者による，省資源・省エネルギーへの取り組みを促進するため，節水や水の有効利用などの啓発に努めます。

②公共下水道・農業集落排水施設等

- ・汚水処理については，事業認可区域の下水道整備を引き続き推進しながら，一層の加入促進を図り，生活環境の改善，公共用水域の水質保全に努めます。
- ・既存の処理施設については，適切な維持管理を行うとともに，老朽化した施設の改築・修繕等を計画的に進めます。
- ・農業集落地域の生活環境の改善・向上と水質の保全を図るため，農業集落排水施設を公共下水道整備との整合を図りながら計画的に整備します。
- ・公共下水道，農業集落排水，コミュニティ・プラント事業認可区域外の地域については，計画的に合併処理浄化槽の普及促進を図ります。そのため，合併処理浄化槽の機能についての啓発や補助制度についてのPRを行います。
- ・市街地の雨水排除については，河川や農業関連の計画との調整を図りながら，地域の特性を踏まえた雨水排水対策を促進します。

2 河川・水路の整備方針

(1)基本目標

鬼怒川や小貝川，中通川，西谷田川等をはじめとする河川や水路については，災害に対する安全性を高めるため，国，県とともに積極的に河川の改修，整備を進めるなど，総合的な治水対策を進めます。また，自然生態系や景観に配慮した，良好な河川環境の保全・創出により，市民に愛される水辺空間の形成に努めます。

(2)基本方針

①治水対策

- ・市街地の雨水は，鬼怒川や小貝川，中通川，西谷田川等の河川に排水されていることから，これら市内を流れる一級河川については，国・県等関係機関と十分な調整を図りながら，防災機能の強化に向けた改修・整備を促進します。

- ・浸水被害の防止・解消を図るため、浸水の危険性がある排水路について、緊急性等を勘案しつつ、計画的に整備を進めます。
- ・河川管理施設の機能を常に最大限に発揮できるよう、必要に応じて関係施設の点検や整備に努めます。

②水辺環境

- ・自然景観や生態系に配慮した手法の導入や、水質浄化対策の推進など、良好な河川環境の保全・創出に努めるとともに、自然とのふれあいの場としての河川空間の活用を進めます。
- ・水質汚濁の未然防止を図るため、河川等の定期的な水質検査や監視体制の強化を図ります。
- ・清掃活動（クリーン作戦）など市民の自主的な活動の支援を通じ、快適で美しい水辺環境の充実を進めます。

4 公共公益施設の整備方針

1 教育・文化施設の整備方針

(1)基本目標

次世代を担う子どもたちの教育環境の充実や、様々な市民活動を活気あるものとして、より水準の高い機会と場の充実に向けて、教育・文化・コミュニティ施設の整備・充実を図ります。

(2)基本方針

①幼稚園

- ・既存施設の維持管理を計画的に行うとともに、各園の特色ある教育内容に対応した弾力的な幼稚園運営が円滑に行われるよう、施設の整備・充実に努めます。
- ・公立幼稚園施設については、様々な需要に対応するため、保育所と一体的な整備のほか、民営化の推進など地域の実情に応じた運営方法や施設整備を進めていきます。

②小・中学校

- ・小・中学校については、既存施設の耐震化を進め安全な学習環境の整備を図るとともに、小・中学校の改築や老朽化した施設の改修等を進めます。
- ・今後の人口・生徒数の推移を見極めながら、通学区域の再編成などを行い、過大規模校や過小規模校を解消し、学校規模と配置の適正化を推進します。
- ・各学校への通学路となる道路の整備・充実を図るとともに、交通安全施設や交通規制(通学路の指定等)の充実を図り、安全な通学環境を形成していきます。
- ・各学校で実施している独自の取り組みなど学校運営の工夫改善に努め、特色ある学校づくりを進めます。

③高等教育機関

- ・高等教育機関については、需要度や市街地の進展等を踏まえながら専門学校・短大・大学等の高等教育機関の誘致を関係機関に要望していきます。

④社会教育施設等

- ・市民の多様な学習活動を支援する図書館については、時代の要請や動向・地域の特性を踏まえて、利用者の実態に即した資料の整備・充実を図ります。
- ・地域の身近な学習の場になっている公民館などについては、施設の利用状況や市民ニーズ、市の施策などにに基づきながら、整備・充実を図るとともに、適切な維持管理を行います。
- ・結城三百石記念館や間宮林蔵記念館については、各種施設等の充実に努め、地域の歴史や文化に対する市民の意識の高揚を図ります。
- ・多様化する市民の健康志向に対応するため既存施設の充実に努めるとともに、学校体育施設の地域スポーツ活動への開放を進めます。また、総合運動公園の拡充・整備に併せ、体育施設の整備・充実を図ります。

⑤コミュニティ施設等

- ・市民の身近な場所でのコミュニティ活動を支援するため、コミュニティセンターなどの施設については、地域や団体の自主性、独自性を尊重しながら施設の整備・充実を図ります。
- ・地域のコミュニティ活動の拠点となる地区集会施設については、市民による自主的な管理運営を推進しながら、維持管理体制の充実を図ります。

2 福祉・医療施設等の整備方針

(1)基本目標

子どもや女性，高齢者，障がい者など，すべての人が安心して生活し，様々な社会活動に参加できるよう，市民の健康・福祉を支える，保健・福祉・医療施設等の整備・充実に努めていきます。

(2)基本方針

①医療施設

- ・すべての市民が身近で日常的に安心して医療サービスが受けられるよう，地域医療の充実に努めるとともに，市内への中核的病院の誘致に向けて，県や医療機関へ働きかけを行います。

②福祉・健康施設

- ・高齢者がいつまでも住み慣れた地域で，自立した暮らしが維持できるよう日常生活圏域を設定し，各圏域の実状，必要性に応じた地域密着型のきめ細かなサービス基盤整備を図ります。
- ・さらくやまふれあいの丘については，本市における総合福祉活動の中心拠点として既存施設・機能の維持・向上と円滑な運営を図ります。
- ・谷和原保健福祉センターや伊奈保健センターをはじめ，高齢者センターなど地域の福祉拠点の充実に図ります。さらに，市内の福祉施設と連携を図りながら，地域ぐるみの福祉活動を進め，誰もが健康で安心して暮らせる地域社会を目指します。
- ・障がい者については，障がいのある方が地域で自立した生活ができる地域環境の実現を目標に掲げ，既存の地域活動支援センターの充実に努めるとともに，発達障がい児などの早期療育の場を整備します。また，障がい児の日中の居場所を確保するサービスや障がい者の就労を支援するサービスを提供する事業所の開設を支援します。

③子育て支援施設

- ・今後の児童数の推移やニーズ，地域の実状，時代の要請など必要に応じて保育所の開設の誘導を行うとともに，老朽施設の改善や立地・規模の適正化を含む整備を推進します。
- ・公立保育所施設については，様々な需要に対応するため，幼稚園との一体的な整備や民営化などを推進し，地域の実情に応じた多様な施設整備や運営方法の検討を行います。
- ・保護者ニーズや児童の分布バランスに応じ，保育所・放課後児童クラブ等の整備・充実に努めます。

④公営住宅

- ・公営住宅の整備・充実のほか，民間住宅を活用した公営住宅の供給を図るなど，市民の多様な居住ニーズに対応した良質な住宅の供給を推進します。
- ・老朽化が進む市営住宅については，安全で安心できる建築物と良好な住居空間を確保するなど，計画的な維持・補修を図ります。

4

安心で安全、やさしさのある都市環境の形成方針

1 安心で安全な都市環境の形成に向けた整備方針

(1)基本目標

市民が安心して暮らせるよう、災害に強い都市構造の形成に努めるとともに、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を推進します。さらに、交通事故や地域の身近な犯罪、道路や公園・施設等における事故など、日常の様々なリスクに対する安全性を高め、市民が地域の中で安全に安心して快適に暮らせる環境を実現していきます。

(2)基本方針

①防災

ア. 市街地防災

- ・災害に強い都市づくりを推進するため、幹線道路や主要な生活道路の整備のほか、住区基幹公園等の整備を進めます。そして、整備にあわせた消火栓・防火水槽の設置や、沿道の建物の不燃化・植栽・オープンスペースの確保等による延焼遮断帯の形成を促進していきます。

イ. ライフライン

- ・災害時の最低限の生活を確保する上・下水道，電気，電話等のライフラインについては，土地区画整理事業や道路整備等にあわせた整備・更新や耐震化等を促進していきます。

ウ. 耐震・不燃化

- ・地区の特性や実情に応じ，都市計画法，建築基準法等による建築物の適切な誘導を図ります。
- ・耐震改修促進法に基づく耐震改修促進計画を策定し，計画的に市内の建築物の耐震化を図ります。特に，公共施設については，小・中学校などの教育施設をはじめ，各種公共施設の耐震診断や耐震改修を行い，市民が安心して利用できる施設にします。
- ・商業業務地や沿道商業地（商業系用途地域指定地），公益施設の集積地，避難場所，避難路の周辺，土地の高度利用を図る地域等においては，防火地域・準防火地域の指定を検討していきます。

②交通安全

- ・市街地整備や道路整備にあわせ，^{きょうあい}狭隘道路や不規則な道路・見通しの悪い交差点等の改良，歩車道分離や交通規制の強化を進め，交通安全環境の改善を図っていきます。
- ・消防・警察等との連携をとりながら，信号機・ガードレール・街路灯・カーブミラー等の交通安全・防犯施設の整備を促進していきます。

③防犯

- ・犯罪防止のため，市民と行政による協働のもとに防犯環境を整えながら，地域にきめ細かに浸透する防犯機能の向上を高めます。
- ・地域で活躍する防犯協会やボランティア組織の活動など市民の主体的な取り組みを支援するとともに，市民，学校，関係機関等の連携により地域の安全対策に努めます。
- ・道路・公園などをはじめ，学校や公民館など各種公共施設において，防犯に配慮した構造，設備により，犯罪が発生しにくい環境を整備し，安心して暮らせる都市づくりを行います。

④公害(騒音・振動)

- ・工場騒音・振動対策の強化・市街地整備にあわせた工場の移転・集約化による住工混在地区の解消、住宅地への新たな工場の立地規制、工場の騒音・振動対策や緑化の促進等を図っていきます。
- ・自動車騒音・振動対策の強化・適正用途地域の指定や地区計画等の活用による幹線道路沿道等の適正土地利用の誘導、緩衝効果の高い堅牢建物の立地促進、緑化の推進等を図っていきます。

⑤廃棄物(ごみ・し尿)処理施設

- ・ごみ処理については、常総環境センター（常総地方広域市町村圏事務組合）の充実を図るとともに、ごみ処理経費の増大に対応しながら、本市の地域特性に適した収集・運搬など、効率的なごみ収集体制の確立を図ります。
- ・し尿処理については、公共下水道事業等を推進するとともに、関係市との連携のもとに、処理施設（常総衛生組合）の改善等を検討していきます。

懇談会からの意見

■環境悪化への対応が必要

- ・ポイ捨て条例を導入しては。
- ・飼い犬などペット管理に関する条例の導入の検討をしてみてもは。（犬のフンは景観に悪い）
- ・放置自転車が多い。（バス停留所、駅などの場所）

■災害に強いまちづくりを

- ・旧市街地にブロック塀が多い。地震などの時、危険である。農業用水路を活用した、道路の拡幅整備、道路の連携の改善など災害時にも強い道路整備が必要。
- ・小貝川堤防、鬼怒川堤防のレベルを上げたことにより川の氾濫は一安心になったが、さらなる河川氾濫対策が必要。

2 人と環境にやさしい都市環境の形成に向けた整備方針

(1) 基本目標

ノーマライゼーション^{注)}の理念に基づき、高齢者や障がい者をはじめ、全ての市民が安心して快適に暮らし過ごせる都市づくりを目指します。そして、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備を進め、市民が地域の中で安全に安心して快適に暮らせる環境を実現していきます。さらに、豊かな自然・田園環境と共生する、公害のない美しい都市づくりを推進し、持続可能な循環型都市づくりを目指します。

(2) 基本方針

①ユニバーサルデザイン化の推進

- ・だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン型の都市空間の形成を目指し、高齢者や障がい者の利用を考慮した公共・公益施設の計画的配置・ネットワーク化を図ります。
- ・多くの市民が日常的に利用する公共公益施設や公園などについては、出入口の段差の解消、適切な案内誘導、併設駐車場等における重点的なバリアフリー化を推進します。
- ・交差点における段差の解消、歩道や交差点部における誘導ブロックの適切な設置、公共公益施設への案内板の設置など、安全・快適な歩行者空間の確保による道路のバリアフリー化を推進します。
- ・環境への配慮を含め、誰もが気軽に利用できる公共交通の導入について関係機関等と連携しながら検討します。
- ・人にやさしい都市づくりを総合的に推進するため、ハード整備に加え、“心のバリアフリー”に対する意識啓発・普及を図ります。

注) ノーマライゼーション (normalization) とは、障がい者を普通の人と同じように特別視せず、同じ社会の一員として生活を営んでいこうとする考え方。

②環境負荷を低減する都市づくり

ア. 環境負荷の低減に向けた取組み

- ・家庭から排出されるごみの分別収集の徹底を図り、市民のごみ減量化への取り組みを促進し、市民、事業者、行政が一体となって廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進します。
- ・各種リサイクル関連法に基づき、ごみ(不要物)を再生資源として活かすリサイクル活動を促進します。
- ・市民、事業者、行政が協働して、省エネルギーを推進するなど温室効果ガスを削減し、地球温暖化対策を推進します。
- ・温室効果ガス排出の削減に向けて、太陽光発電システムなど、自然エネルギーその他多様なエネルギーの活用、資源の効率的な活用等に配慮する持続可能な都市づくりを推進します。

イ. 環境保全対策の推進

- ・環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政が連携、協力しながら環境汚染の防止に努めます。
- ・不法投棄を未然に防止するため、県、警察等と連携しながら監視・通報体制を強化するとともに、不法投棄防止に関する啓発活動を推進します。
- ・市民、民間企業、ボランティア団体等とも連携を図りながら、市民協働の構築を目指し、環境美化の推進に努めます。

1 景観形成の取り組みに向けた方針

(1)基本目標

本市らしい個性ある都市の景観構造や景観形成のあり方を明確にした、景観法に基づく景観計画を策定し、市民との協働によって景観形成に向けた積極的な取り組みを推進します。

(2)基本方針

①景観形成の仕組みづくり

- ・都市と自然が調和し、市民が誇りと愛着を感じることでできる、市街地景観の形成、自然・田園環境の保全と形成を図るため、景観法に基づく景観行政団体を目指し、景観計画の策定など景観に関する様々な施策を体系付け、総合的で実行性のある景観づくりを展開していきます。
- ・茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則など、様々な制度を組み合わせ、総合的な観点から、美しいまちの景観の維持・創出に努めます。
- ・景観に関する市民への情報提供や、景観づくりに関する地域活動の支援など、地域特性に合った市民や事業者、そして行政が協働して行う景観づくりを進めます。

②協働による景観形成

- ・環境美化活動など市民の主体的な取り組みにより、自然と調和した景観形成を推進します。
- ・地区住民と協働しながら、地区計画や緑地協定等によるうまいある住宅地景観の形成を図ります。

2 景観の保全・育成に向けた整備方針

(1)基本目標

本市の豊かな自然と歴史と文化に彩られた地域資源、様々な産業活動などを通じて形成された街並みなど、多様な景観資源を活かし、個性と魅力ある地域づくりを進めていきます。

(2)基本方針

①自然的景観の保全・育成

ア. 水辺の景観

- ・鬼怒川、小貝川、西谷田川、中通川等の河川や水路、大池、青木古川等の水辺においては、水質の浄化、水生動植物の保全・育成、周辺環境改善（景観的な改善策など）、緑化・修景化等により、うまいある水辺景観の保全・創出を図ります。

イ. 低地部の田園景観

- ・田園景観を構成する屋敷林、集落や農地の広がり、本市を代表する重要な景観要素として保全します。また、水路や地域の中で大切に残されてきた巨木や祠ほこら等などの維持・保全を図ります。
- ・休耕時にはレンゲやコスモスなどを植え農地の保全・有効活用を図るなど、農地の景観作物栽培や農村集落等における連続した生垣の設置等により、田園景観と調和した落ち着いた景観の形成に努めます。

ウ. 丘陵部の緑地景観

- ・農地などの緑地の広がりや一体となった斜面緑地の景観の維持・保全を図りながら、本市の景観の背景となる集落地と調和した連続した緑地空間の保全に努めます。

- ・地形に即した無理のない都市施設の整備や眺望ポイント（小張城址，きらくやまふれあいの丘や歴史公園等）の整備など，地形の変化を踏まえ，それらを活かした整備を図ります。

②都市景観の形成

ア. 拠点の景観

- ・みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）の開発に併せ，駅前広場や道路の公共施設はもちろん，駅舎や沿道に立地する民間建物を含めたトータルデザイン・修景化を図り，つくばみらい市らしさをPRし，印象づける魅力ある景観形成・顔づくりを図っていきます。

イ. 商業地・工業地の景観

- ・みらい平駅周辺市街地（伊奈・谷和原丘陵部地区）の商業業務地や小絹駅周辺市街地，谷井田市街地の沿道商業地においては，建物・広告物等のデザイン・コントロール化の促進，敷地内緑化の促進，植栽や道路施設のデザイン・修景化を図り，賑わいのある商業地景観を形成していきます。

ウ. 住宅地の景観

- ・市内の住宅地については，地域ごとの特性に応じて，敷地の最小規模や，住宅の形態・色彩，生垣の設置等について，居住者との協働によりルールを定め，地域自ら良好な景観形成が図られるよう，適切な支援を図ります。

エ. 道の景観

- ・連続的でリズムカルな景観の形成を目指し，沿道土地利用や沿道建物・広告物のコントロール，緑化の推進，路線別街路樹の植栽等を図ります。
- ・特に，幹線道路沿道については，個別の景観資源の連続性や，近景から遠景に至る統一性や調和に配慮しながら，歩道や安全施設の拡充・整備，植栽，電線類地中化（無電柱化），街灯・サイン等の道路施設のデザイン・修景化等を図り，良好な沿道景観の形成を図ります。

③歴史・文化の景観

- ・板橋不動院周辺，間宮林蔵記念館・生家周辺など地域の歴史や文化を感じさせる歴史・文化資源については，特徴ある景観資源として積極的に景観の保全を図り，これらの景観資源を活かした個性的な景観創造と観光交流が結びつく取り組みを強化します。
- ・重要無形民俗文化財である小張・高岡の「綱火」を始め，先人により築き引き継がれてきた歴史・文化の景観を地域の歴史的財産として継承していきます。

懇談会からの意見

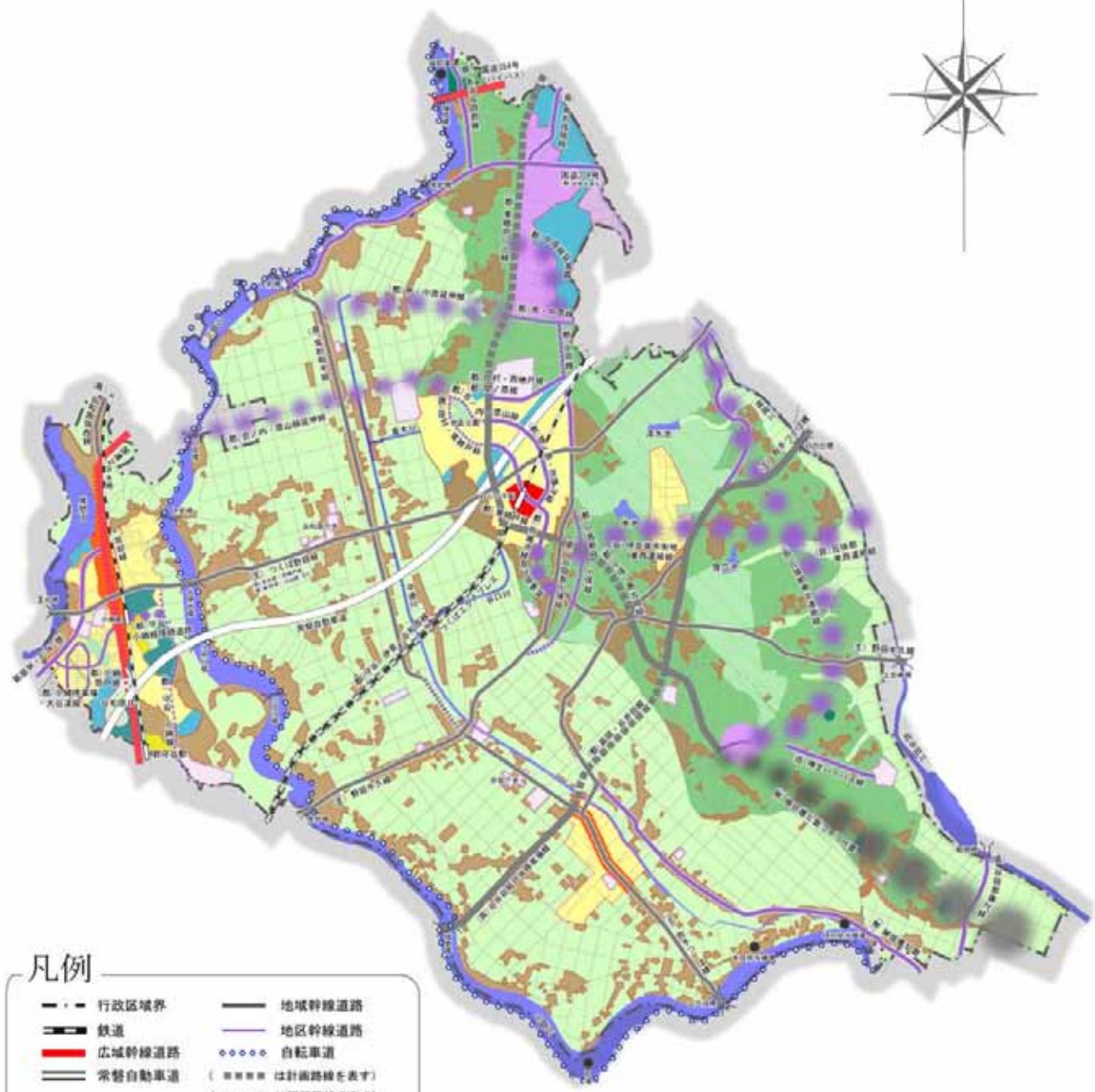
■みらい平や絹の台など計画的な住宅地をさらに美しい市街地に

- ・みらい平は，広く整備された道路や美しい家があり，これまでの伊奈・谷和原にはなかった新しい市街地が出来ている。
- ・絹の台の住宅地もまち並み・生垣の緑が美しく，人々が良く散策を楽しんでいる。

■良好な田園地帯を守っていくことが重要

- ・良好な農地のある田園地帯を守っていく必要がある。
- ・休耕地を荒廃させないで活用していくことが必要である。
- ・農地の休耕地や遊休地に市の花である菜の花をまいたりしてはどうか。

全体構想図



凡例

- 行政区域界
- 地域幹線道路
- 鉄道
- 地区幹線道路
- 広域幹線道路
- ○ ○ ○ 自転車道
- 常磐自動車道
- (○ ○ ○ ○) は計画路線を表す
- (● ● ● ●) は構想路線を表す

- | 都市的土地利用 | 自然の土地利用 |
|-----------------|---------|
| 一般住宅地 | 田園保全地 |
| 沿道サービス 複合住宅地 | 緑地活用地 |
| 新住宅複合理境地 | 集落環境地 |
| 商業地 | 緑地環境保全地 |
| 沿道商業業務地 | 水辺環境保全地 |
| 工業地 | |
| 新産業複合地 | |
| 新複合業務サービス地 | |
| 公共公益サービス地 | |
| スポーツ・レクリエーション地 | |